

運用基準 16 有料老人ホーム【個別付議基準】

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる 1～6 の要件に該当するものであること。

また、7 の場合にあっては、1～6 の要件に該当するよう努めること。

- 1 施設の設置及び運営が神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針における基準に適合したものであること。
- 2 安定的な経営確保が図られていることが確実と判断されるものであること。
- 3 当該施設に係る権利関係が利用権方式又は賃貸方式であること。
- 4 当該市街化調整区域内の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）又は老人福祉法第 5 条の 3 に規定する施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホームが有する医療・介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合、入居一時金及び利用料に関する神戸市の基準に従い適正な料金設定がなされている場合等、施設の機能・運営上、市街化区域に立地することが困難又は著しく不相当と認められるものであること。
- 5 当該施設の立地について、神戸市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないと認められるものであること。
- 6 道路その他必要な公共施設等を申請者自らが整備するものであること。
- 7 兵庫県が定める療養病床転換推進計画に伴い、市街化調整区域において既に所在する医療療養病床又は介護療養型医療施設を転換して有料老人ホーム（介護付有料老人ホーム）を実施するものであること。